「在宅医療事務入門 - 平成30年4月版 -」追補・訂正

(平成30年12月31日現在)

ページ	行	種別	内容	参考補足
15	10行目	削除	4. 介護医療院 → 削除	介護医療院は、在宅復帰・在宅移行の評価としては「居住系介護施設」と同様の扱いですが、診療報酬の算定においては「介護老人保健施設」と同様の扱いとなるため、「在宅で療養を行っている患者」には含まれません。
25	【単一建物居住者】枠	追補	★単一建物居住者数カウントの例外 単一建物居住者数カウントには例外があります。 1.ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数とみなすことができる。 2.1つの居宅に居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合の居宅を療養管理指導費は、利用者ごとに「単一建物居住者が1人の場合」を算定する。 3.居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者2人以下の場合には、それぞれ「単一建物居住者が1人の場合」を算定する。	
57	下から5行目	訂正	▶ 在宅患者割合が95% <u>以上で</u> 、基準を満たさない場合 の減算 在宅患者割合が95% <u>以上で</u> 在支診の要件(10ページ参 照)を満たさない(以下略)	
153	点数概要の表	訂正	在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算 2 CPAPを使用した場合 1,110 → (正) 1,000	
48	8行目	追加	「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料 <u>の同一</u> 建物居住者ターミナルケア加算 又は連携する訪問看護 ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を 算定していること。	IJ
81	四角の表内9行目	訂正	人工呼吸器を <u>装着している患者</u> → (正) 人工呼吸 器を使用している状態	厚労省一部訂正通知(H30.6.21)よ り
89	下から11行目	追加	又は在宅患者訪問診療料(II)の <u>注1の</u> 「イ」を算定すべき訪問診療を行っている保険医療機関が、	厚労省一部訂正通知(H30.6.21)よ り
106	16行目	訂正	(7)麻薬管理指導加算の算定に当たっては、 <u>(4)の</u> 薬剤管理指導記録に、少なくとも次の事項について記載しなければならないこと。 → (正) (5)の	厚労省一部訂正通知(H30.6.21)よ り
111	20行目	追加	…所属する場合においては、以下のアからウ <u>まで</u> を満たすときは、関係者のうちいずれかが…	厚労省一部訂正通知(H30.6.21)より
158	20行目	削除	(2) 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料の注に掲げる 「 在宅における 悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法」…	厚労省一部訂正通知(H30.6.21)よ り

「在宅医療事務入門 - 平成30年4月版 -」追補・訂正

(平成30年12月31日現在)

ページ	行	種別	内容	参考補足
138	・遠隔モニタリング加算について	追加	遠隔モニタリング加算は…(中略)…場合の加算です。 あらかじめ作成した診療計画に沿って、モニタリングに より得られた臨床所見に応じて、医師が療養上の指導 等を行った場合の評価のため、療養上の指導を行わな かった場合には算定できません。また、システム利用料 を別途患者徴収することもできません。	疑義解釈より
154	・遠隔モニタリング加算について	追加	遠隔モニタリング加算は…(中略)…場合の加算です。 あらかじめ作成した診療計画に沿って、モニタリングに より得られた臨床所見に応じて、医師が療養上の指導 等を行った場合の評価のため、療養上の指導を行わな かった場合には算定できません。また、システム利用料 を別途患者徴収することもできません。	疑義解釈より
169	点数概要の表の下	追加	※ 特定保険医療材料の「195 体表面用電場電極」 (35,200円)については、在宅腫瘍治療電場療法指導管 理料に係る材料として在宅の部で算定できる	疑義解釈より
149	下から2行目	追加 ((3)の 下)	(4) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた療養を実施する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の指導管理を行う際には当該点数を準用する。なお、この場合は上記(3)を適用しない。(5) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たっては、関連学会の定める適正使用指針に沿って実施した場合に限り算定する。なお、当該点数には指導管理に要する機器等に係る費用が含まれており、別に算定できない。(6) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たって当該点数を準用する場合は、「C005 在宅患者訪問看護・指導料、C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料」の(4)、(25)及び「C119 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料」の(4)を適用しない。	厚労省一部改正通知(H30.8.31)より
130	20行目	追加	ア 血糖コントロールが不安定な1型糖尿病患者であって、持続皮下インスリン注入療法を行っている者 <u>及び間</u> <u>歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定</u> <u>器を用いる場合であって皮下インスリン注入療法を行っている者</u> 。	ニック)と、「Dexcom G4
130	22行目	追加	イ 低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な2型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある、持続皮下インスリン注入療法を行っている者。ただし、間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いた場合は除く。	同上
130	27行目	追加	(3) 同一月において、区分番号「C152」間歇注入シリンジポンプ加算と当該加算は、併せて算定できない。 <u>ただし、間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器については「注2」の加算を算定できず、間歇注入インスリンポンプを併用した場合には区分番号「C152」間歇注入シリンジポンプ加算を併せて算定できる。</u>	同上

「在宅医療事務入門 - 平成30年4月版 -」追補・訂正

(平成30年12月31日現在)

ページ	行	種別	内容	参考補足
130	35行目	追加 ((5)の 下)	(6) 間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器については、急性発症又は劇症1型糖尿病患者に限り、かつ以下の項目を満たした場合に限り算定できる。 ア関連学会が定める適正使用指針を遵守して使用していること。 イ本医療機器を使用する患者にあっては、1日あたり少なくとも2回の自己血糖測定を行っていること。 ウ皮下連続式グルコース測定に関する施設基準の届出を行っている医療機関であること。 エ糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。 オ糖尿病の治療及び持続皮下インスリン注入療法に従事した経験を2年以上有し、適切な研修を修了した常勤の看護師又は薬剤師が1名以上配置されていること。 (イ) 医療関係団体等が主催する研修であること。 (イ) 医療関係団体等が主催する研修であること。 (イ) 医療関係団体等が主催する研修であること。 (イ) 医療関係団体等が主催する研修であること。 (カ) 糖尿病患者への生活習慣改善の意義・基礎知識、評価方法、セルフケア支援、持続血糖測定器に関する理解・活用及び事例分析・評価等の内容が含まれているものであること。 カエ又はオに掲げるものが、患者又は患者家族等に対し、持続血糖測定器の結果に基づく低血糖・高血糖への対応等、必要な指導を行うこと。	同上
130	同上	追加 (上記(6) の下)	(7) 間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いる場合は、患者ごとに指導者名が記載されている指導記録を作成し、患者に提供すること。また、指導記録の写しを診療録に貼付すること。	同上
126	別表第9の表	追加	…ゴリムマブ製剤 <u>、エミシズマブ製剤、</u> イカチバント製剤及びサリルマブ製剤	掲示事項等の一部改正等通知 (H30.11.30)
171,172	表	追加	エミシズマブ…血友病 イカチバント…遺伝性血管性浮腫(HAE) サリルマブ…関節リウマチ	同上
173	11行目	変更追加	…イキセキズマブ製剤 <u>、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ</u> 製剤、イカチバント製剤及びサリルマブ製剤	同上
211	別表第九	追加	…イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤 <u>、エミシズマブ</u> 製剤、イカチバント製剤及びサリルマブ製剤	同上